(4)　外国人登録制度の適切な運用及び新制度への円滑な移行

新たな在留管理制度の導入等を主な内容とする入管法等の改正法の施行に伴い、現行の外国人登録制度は廃止され、同時に、外国人住民を新たに住民基本台帳の対象とする等を内容とする改正住民基本台帳法が施行されることとなるが、同法の的確な実施のためにも、法務大臣と市区町村長とのシステム連携を適切に構築していくことが重要となる。そこで、同法の的確な実施や、現行外国人登録制度の新制度への円滑な移行を図るための方策について、総務省、地方公共団体等とも連携し、検討・実施していく。また、これらの検討・実施状況については、市区町村を対象とする研修会などを通じて随時、市区町村、外国人住民等に情報提供を行っていく。

さらに、新制度への移行を円滑に行っていくためには、その前提として、現在の外国人登録が一層正確に行われる必要があり、登録事項の正確性の更なる向上を図るべく現行外国人登録事務の更なる運用改善を講じていく。例えば、市区町村が居住実態等に疑義のある外国人を認知した場合、当該外国人の出国事実の有無等を把握する必要が市区町村に生じることから、当該事実の把握に資するべく、市区町村からの照会に対し、迅速に回答するなどの運用改善を継続していく。

なお、改正住民基本台帳法の対象とならない正規の在留資格等を有さずに在留する者については、なおその者が行政上の便益を受けられることとなるようにするとの観点から、必要に応じて、その者に係る記録の適正な管理の在り方について検討を加えることとされており、法務省においては、入管法の規定により仮放免を受けて一定期間を経過した者について、その居住地、身分関係を市区町村に迅速に通知すること等について、総務省、地方公共団体等とも連携し、検討していく。

○関東地方整備局告示第二百一十号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年四月二十日

関東地方整備局長　菊川　滋

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百三十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前 後別	敷地の幅員	延長	備考
富士吉田市上吉田字上町六六九番一から山梨県南都留郡山中湖村大字平野字向切詰五〇七番一まで	前	BA 七・五〇～一二・五〇	四三・〇〇メートル	
	後	BA 七・五〇～一二・五〇	四三・〇〇メートル 一四・二四八キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

○関東地方整備局告示第二百一十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年四月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月二十日

関東地方整備局長　菊川　滋

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四百六十八号	八王子市下恩方町三三八九番一から同市川口町三四五一番一まで	関東地方整備局及び同局相武国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年四月二十日

○関東地方整備局告示第二百一十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年四月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月二十日

関東地方整備局長　菊川　滋

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四号

(三)　道路の区域

区間	変更前 後別	敷地の幅員	延長
宇都宮市雀の宮六丁目六四二番一から同市雀の宮一丁目七六三番一まで	前	一一・〇〇～一五・六〇	〇・七九二メートル
	後	一一・〇〇～四五・〇〇	〇・七九二キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所

○関東地方整備局告示第二百一十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年四月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月二十日

関東地方整備局長　菊川　滋

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四号

(三)　道路の区域

区間	変更前 後別	敷地の幅員	延長
矢板市片岡字大谷津二一〇三番七から同市片岡字大谷津二一〇三番九まで	前	二七・〇〇～三六・八〇	〇・〇三六メートル
	後	二七・〇〇～五〇・〇〇	〇・〇三六キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所

○関東地方整備局告示第二百一十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年四月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月二十日

関東地方整備局長　菊川　滋

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四号	矢板市片岡字大谷津二一〇三番七から同市片岡字大谷津二一〇三番九まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年四月二十日

○関東地方整備局告示第二百一十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年四月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月二十日

関東地方整備局長　菊川　滋

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百九十八号	市川市平田四丁目一四四二番三地先から同市大和田四丁目一二九七番七まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年四月二十日